

八尾市子ども・子育て会議条例等の一部改正
新旧対照表

(1) 八尾市子ども・子育て会議条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第77条第1項の規定に基づき、本市に八尾市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。 (2) 略 第3条～第9条 略	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第72条第1項の規定に基づき、本市に八尾市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。 (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。 (2) 略 第3条～第9条 略

(2) 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第8条 略	第1条～第8条 略 (安全計画の策定等) 第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周

知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行なう場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を行なうときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としが少なくないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第9条・第10条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、その行う保育に支障がない場合限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第12条・第13条 略

第14条 削除

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予

第9条・第10条 略

(他の社会福祉施設等を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

第12条・第13条 略

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、当該家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行なう場所を除く。）において感染症又は

食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
3～5 略	3～5 略
第16条～第51条 略	第16条～第51条 略

(3) 八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第3条 略	第1条～第3条 略
第4条 略	第4条 略
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもとの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。
(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分	(1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区分
(2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分	(2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分
(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分	(3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分
第5条 略	第5条 略
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第6条 略	第6条 略
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している

法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合は、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもに該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

第9条～第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもに該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

第9条～第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同じ一世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。)

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第25条の

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同じ一世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(4) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(4)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。) が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(4)に定める者に該当するものに対する副食の提供 (アに該当するものを除く。)

(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

(4) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。) である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

第14条 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子ども心の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領 (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第25条第

規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 略

2 略

第16条～第19条 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもものの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

第21条～第25条 略

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関する教育・保育給付認定子どもものの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第27条～第34条 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもものの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもものの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用

1 項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 略

2 略

第16条～第19条 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもものの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

第21条～第25条 略

第26条 削除

第27条～第34条 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもものの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもものの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えない

定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同条第4項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同条イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

- 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合

ものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同条第4項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同条イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

- 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合

には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもと）に定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもと）に定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条 略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

第40条～第49条 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

第40条～第49条 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「前3項」とあるのは「前2項」と、

就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで（第26条を除く。）を含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは

用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第53条・第54条 略

「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子ども数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもにも該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第53条・第54条 略

(4) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第9条 略 （他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる場合の職員の基準） 第10条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部は、他の学校（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員を兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	第1条～第9条 略 （他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる場合の職員の基準） 第10条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部は、他の学校（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する学校をいう。以下同じ。）又は社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第1項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。）の職員を兼ねることができる。
第11条～第13条 略 （他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる場合の設備の基準） 第14条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部は、他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。	2 前項の規定は、<u>園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。</u> <u>ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u> 第11条～第13条 略 （他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる場合の設備の基準） 第14条 幼保連携型認定こども園の運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部は、他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねることができる。
第15条～第24条 略	2 前項の規定は乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。 第15条～第24条 略 （自動車を行う場合の所在の確認） 第24条の2 幼保連携型認定こども園は、園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、<u>園児の所在を確認しなければならない。</u> 2 幼保連携型認定こども園は、<u>通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するとき</u> <u>は、当該自動車にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置を備</u>

第25条～第27条 略

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第28条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第29条～第32条 略

附 則

1～4 略

え、これを用いて前項に定める所在の確認（園児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第25条～第27条 略

(業務継続計画の策定等)

第28条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第29条～第32条 略

附 則

1～4 略

5 第9条第3項の表備考1に規定する者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第9条第3項の表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 前4項の規定により第9条第3項の表備考1に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭若しくは養護教諭、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

8～11 略

5 前2項の規定により第9条第3項の表備考1に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭若しくは養護教諭並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

6～9 略

(5) 八尾市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（第5条関係）

現 行	改 正 案
第1条～第16条 略	第1条～第16条 略 (虐待等の禁止) 第16条の2 <u>認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子ども他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> 第17条～第23条 略 (自動車を行くする場合の所在の確認) 第23条の2 <u>認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u> 2 <u>認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きな座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子ども見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行わなければならない。</u> 第24条～第26条 略 附 則 1～5 略
第1条～第16条 略	第1条～第16条 略 1～5 略 6 <u>第6条第1項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u> 7 <u>次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置かなければならないものとされる</u>

職員の数の3分の1を超えてはならない。

略		
附則第5項	第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定子ども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者

職員の数の3分の1を超えてはならない。

略		
附則第5項	第6条第1項、第2項及び第5項の規定により認定子ども園に置かなければならない幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第6項	第6条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

(6) 八尾市立認定こども園条例の一部改正（第6条関係）

現 行		改 正 案
第1条～第3条 略 （延長保育）	第1条～第3条 略 （延長保育）	第1条～第3条 略 （延長保育）
第4条 市は、法第19条第1項第2号又は第3号に該当する園児のうち、利用時間帯以外の時間において保育が必要であると認められるものに対し、延長保育をすることができる。	第4条 市は、法第19条第2号又は第3号に該当する園児のうち、利用時間帯以外の時間において保育が必要であると認められるものに対し、延長保育をすることができる。	第4条 市は、法第19条第2号又は第3号に該当する園児のうち、利用時間帯以外の時間において保育が必要であると認められるものに対し、延長保育をすることができる。
2 略	2 略	2 略
第5条・第6条 略	第5条・第6条 略	第5条・第6条 略

(7) 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第7条関係）

現 行		改 正 案
第1条～第7条 略	第1条～第7条 略 （安全計画の策定等）	第1条～第7条 略 （安全計画の策定等）
	第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。	第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
	2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項	2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項

の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づき取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第8条・第9条 略

(他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設と他の社会福祉施設とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第11条・第12条 略

(業務継続計画の策定等)

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再

第8条・第9条 略

(他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設と他の社会福祉施設とを併せて設置する場合は、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

第11条・第12条 略

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本

文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 略

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3・4 略

第15条～第26条 略

(母子生活支援施設の長の資格等)

- 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) 略

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものア 児童福祉司となる資格を有する者にある者は、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

に從事した期間

- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、社会福祉事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に従事した期間

ウ 略

開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 略

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3・4 略

第15条～第26条 略

(母子生活支援施設の長の資格等)

- 第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第27条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) 略

- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は省令第27条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものア 児童福祉司となる資格を有する者にある者は、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

に從事した期間

- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあっては、相談援助業務に従事した期間

ウ 略

2 略 第28条～第42条 略	2 略 第28条～第42条 略
(8) 八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正（第8条関係）	改正案
第1条～第7条 略	第1条～第7条 略 （安全計画の策定等） 第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、<u>放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> 4 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> （自動車を行う場合の所在の確認） 第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、<u>利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u>
第8条～第13条 略	第8条～第13条 略 （業務継続計画の策定等） 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、<u>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
- 第14条 略
- 2 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 略
- 第15条～第23条 略

- 第14条 略
- 2 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 略
- 第15条～第23条 略